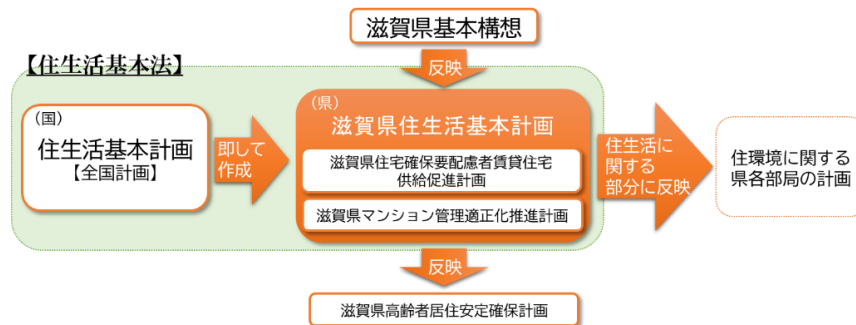


滋賀県住生活基本計画の改定について（原案）

1 計画の位置づけ・計画期間

- 住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項に基づき、本県の区域内における住民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する基本的な計画として定めるもの



- 10年間の計画として策定。5年経過後に見直し、今後10年間の計画として再編成。
現行：平成28年度～令和7年度→見直し後の計画期間：令和3年度～令和12年度

2 計画改定のポイント

(1) 主要な取組

- ① 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 【滋賀県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(改定)】
住宅に困窮する方に対する県営住宅の公平な供給や、住宅確保要配慮者の入居を拒否しない「セーフティネット住宅」の登録促進に取り組む。
- ② CO₂ネットゼロ社会に向けた住宅ストック形成
新築住宅における ZEH 普及促進や、既存住宅の性能向上の促進に取り組む。
- ③ 分譲マンションの適切な維持管理の促進 【滋賀県マンション管理適正化推進計画(新規)】
管理組合による適正管理の促進、市のマンション管理適正化推進計画に基づく「管理計画認定制度」の運用促進、管理に課題があるマンションへの支援等に取り組む。
- ④ 既存住宅の流通促進と空き家対策
「将来の世帯増減」や「住宅の流通需要等」の視点で地域を捉え、まちなかやニュータウン、中山間地域など、地域特性を考慮した施策に取り組む。

(2) 成果指標の見直し

- 公営住宅の供給目標量 (R3~R7:延べ2,400戸 R3~R12:延べ4,600戸)
- 既存住宅流通・リフォームの市場規模 (H30:798億円→ R12:960億円)
など (別添資料のとおり)

3 策定に向けた今後のスケジュール(案)

令和3年11月

市町・居住支援協議会・地域住宅協議会への意見照会

令和3年12月

県議会(常任委員会)説明

令和3年12月～令和4年1月

県民政策コメントの実施

令和4年2月

国土交通大臣および市町への協議、国土交通大臣の同意

令和4年3月

案の提示・計画改定、国土交通大臣への報告